

屯田二番通東町内会における個人情報保護に関する取り扱い要領

1, 目的

町内会における個人情報の取得・利用・保管・提供等について、個人情報保護法を遵守し適切な取り扱いを行う。併せて町内会の組織・活動の円滑な推進に資する。

2, 個人情報の内容

生存する個人に関する情報で「氏名」だけでなく「住所」「電話番号」が記載され、氏名と紐づけ特定の個人を識別出来るもの。

3, 個人情報の取扱い（会員名簿）

1) 取得・利用

- ①利用目的を特定し、その範囲内で利用する。
- ②利用目的を通知または公表する。

2) 保管

- ①保管者は、漏えい・盗難・紛失等が生じないよう安全に管理する。
- ②保管が複数の場合は、会長が名称及び保管者等を記録する。
- ③保管は、原則1年とし、ブロック長・各部長は回収後会長へ返納する。
- ④紛失等事故があった場合は、会長に速やかに報告する。

3) 提供

- ①第三者に情報を提供する場合は、原則として本人からの同意を得るものとし、必要事項（提供先、氏名、日時）を記録する。
- ②第三者から情報提供を受けた場合は、速やかに会長に報告する。

4) 開示請求・苦情等への対応

- ①本人から個人情報の開示を求められた場合は、求められた本名の個人情報のみ対応する。
- ②苦情等は、会長等と連絡を取り適切・迅速に対応する。

4, 提供の例外

次の場合は本人の同意がなくても提供する事が出来る。

- ①法令に基づく場合。（市役所・警察等からの要請）
- ②人の生命・財産を守る場合。（災害等の安否確認）
- ③業者に印刷依頼を行う場合。（情報管理に伴う契約を締結する）

5, その他

- 1) 平成29年5月29日以前に「利用目的」を明示し、保管済みの個人情報については本人の同意は必要としない。
- 2) この取扱い要領に定めるもののほか、必要事項は会長・副会長が協議して決定する。

平成29年4月29日施行